

記載例3 転勤・転職の場合

※「特別徴収継続」とは、転勤等により勤務先が変わった場合、旧事務所で徴収されなかった税額を新事業所で引き継ぎ徴収して納入する方法です。

受付印

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、翌月10日までに必ず提出してください。

平成29年9月8日 熊本市長宛		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地 熊本市中央区手取本町1-1	指定番号 900-123-45
		氏名又は名称 〇〇株式会社	宛名番号 15	担当者 課 総務課 氏名 肥後 椿 電話 (096) 328-1111
給与所得者		個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7 6	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円 156,000	(イ) 徴収済額 円 8
個人番号 フリガナ クマモト タロウ 氏名 熊本 太郎 (旧姓) 異動後の住所 東京都八王子市本郷1丁目1-1		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円 117,000	異動年月日 29.9.30	異動の事由 ① 退職 ② 転勤 ③ 転職 ④ 休職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ その他
			異動後の未徴収税額の徴収 ① 特別徴収継続 (給与差引継続) ② 一括徴収 (残額一括給与引) ③ 普通徴収 (残額個人請求)	1月1日から退職時までの給与支払額(賞与を含む) 円 控除社会保険料額 円 退職手当の支払額(支払予定額) 円 勤続年数 年 月

税額通知書でお知らせしました指定番号、宛名番号を記入してください。

一括徴収 ◎退職日が1月1日から4月30日までの方については、本人からの申出がない場合でも必ず未徴収税額を一括徴収してください。

一括徴収	異動者印	一括徴収税額(ウ) 円	納付年月日 一括徴収した税額は月分と合わせて納入します 納入予定日 月 日	普通徴収を選択した理由 1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、一括徴収の希望がないため。 2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、未徴収税額(上記(ウ)の額)を超える給与、退職金などの支払がないため。 3. 死亡による退職であるため。 4. その他、理由()
------	------	-------------	---	--

特別徴収を継続する事業所に開始月、毎月の税額を連絡してください。

転勤 転勤 新しい勤務先へは月割額 13,000 円 9 月分 から納入するよう連絡済です。

特別徴収を継続する新事業所で、すでに熊本市の特別徴収の指定番号があれば記入してください。

転勤先 (特別徴収義務者)	フリガナ トウキョウトシンジュククハナバタ	郵便番号 123-4567	特別徴収義務者指定番号 900-543-21
	所在地 東京都新宿区花畑1丁目1-1		課 人事課
	フリガナ 名称 △△ 株式会社		担当者 氏名 佐藤 一郎 電話 (0426) 26-3111

◎連絡事項・要望等がございましたらご記入ください。

--